

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年12月24日

【計算期間】 第20期（自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日）

【ファンド名】 D L I B J 公社債オープン（短期コース）

【発行者名】 D I A Mアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 敬雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 大楽 信雄

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03-3287-3110

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

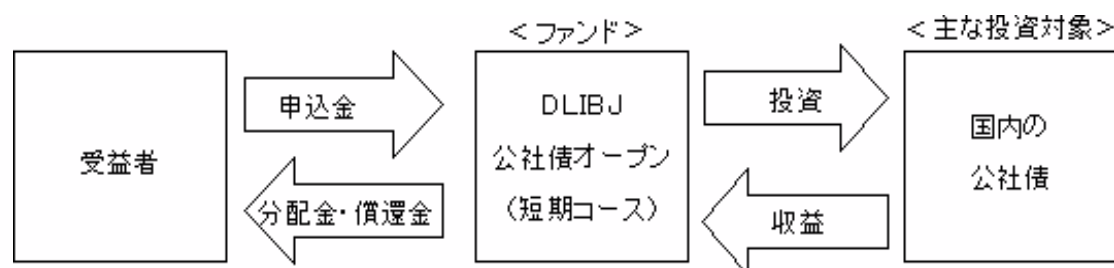
第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- 当ファンドは、主として国内の公社債への投資を行うことにより、信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。
- 当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属します。



- 当ファンドの信託金の限度額は、5，000億円とします。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「国内」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「債券」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般	年1回	グローバル ()
大型株	年2回	
中小型株		日本
債券	年4回	北米
一般	年6回	
公債	(隔月)	欧州
社債		
その他債券	年12回	アジア
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア
	日々	
不動産投信		中南米
	その他	
その他資産 ()	()	アフリカ
		中近東 (中東)
資産複合 ()		
資産配分固定型		エマージング
資産配分変更型		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

投資対象資産

「債券・一般」とは公債、社債、その他債券の属性にあてはまらない全てのものをいいます。

決算頻度

「年2回」とは目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「日本」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2)【ファンドの仕組み】

○ファンドの関係法人は次の通りです。

委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として、募集等の業務を行います。

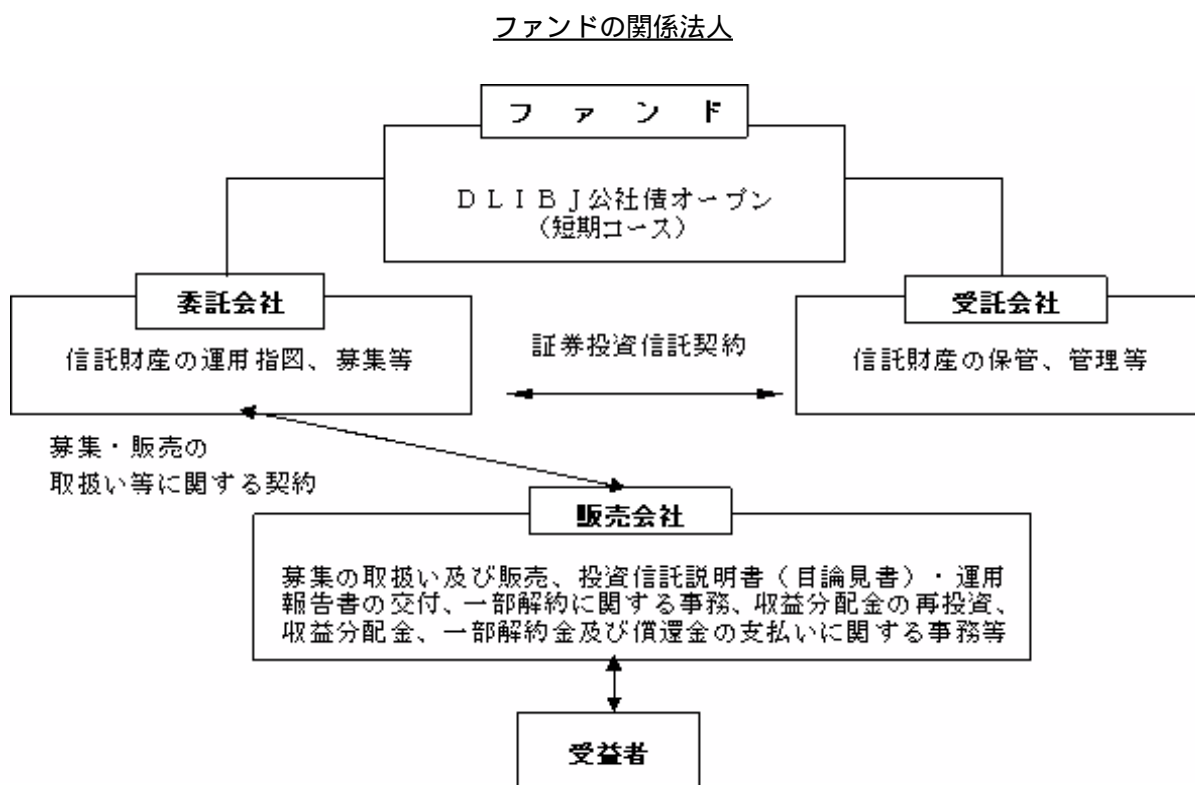
受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社：

当ファンドの募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

○委託会社の概況

資本金の額

20億円（平成21年10月30日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成21年10月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

この投資信託は、主として国内の公社債への投資を行うことにより、信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内外の国債、地方債、政府保証債、国内外企業の発行による普通社債、ユーロ円債、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）、資産担保証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

信用力のある国内の公社債を中心に投資し、中長期的な観点でリスクの軽減に努めながら安定した収益の獲得をめざすファンドです。

金利リスクおよび信用リスクを超過収益の源泉とし、両リスクの取り方を景気サイクルや市況動向に応じて変化させることにより、利息収入と値上がり益の獲得をめざします。

各リスクについての考え方は、以下の通りです。

○金利リスク

債券先物、金利スワップ、金利先物等により金利変動による債券価格の変動を調整することで収益の獲得をめざします。

- ポートフォリオのデュレーション^{*}は、原則として0年～3年程度の範囲で調整します。ただし、基準価額の防衛等リスク管理の観点から、デュレーションがマイナスとなるような調整を行う場合があります。なお、デュレーションの水準によっては、信託財産の純資産総額に対する実質組入比率がマイナスになる場合があります。
- デュレーションの調整には債券先物、債券オプション、金利スワップ、金利先物、公社債の空売り等を活用します。

*デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味するもので、債券デュレーションが長いほど金利変動に対する価格感応度が高くなります。このため、債券投資におけるリスク尺度として使用されています。

○一般事業債等の信用リスク

社債（一般事業債）等の組入について

一般に社債は発行企業の信用リスクに応じて国債よりも利回りが高くなります。そのため、信用リスクを定性・定量の両面から綿密に分析することで厳選した、利回りが相対的に高く信用力のある社債も組入れることで収益の獲得をめざします。

- a. 社債（一般事業債）等の組入れ時において、格付け機関^{*}による発行体格付け（長期優先債務格付け）がB B B - 以上の債券を投資対象とします。

* 格付投資情報センター（R & I）または日本格付研究所（J C R）による格付けを基準とします。

- b. 格付けがB B Bの債券組入上限は、原則としてポートフォリオの50%程度とします。

○為替リスク

外貨建資産への投資を行った場合は為替フルヘッジとし、原則として為替リスクはとりません。

「NOMURA - B P I 国債・短期（1-3）」^{*}を運用にあたってのベンチマークとし、これを上回る成果の実現をめざします。

* 「NOMURA - B P I 国債・短期(1-3)」とは、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数である「NOMURA - B P I 総合」のうち、わが国の残存期間1年以上3年未満の国債により構成されている投資収益指数です。「NOMURA - B P I 国債・短期(1-3)」は、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

(2)【投資対象】

(1) 有価証券の指図範囲（約款第 1 5 条第 1 項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

20．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1．の証券または証書、12．ならびに17．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券および12．ならびに17．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．の証券および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

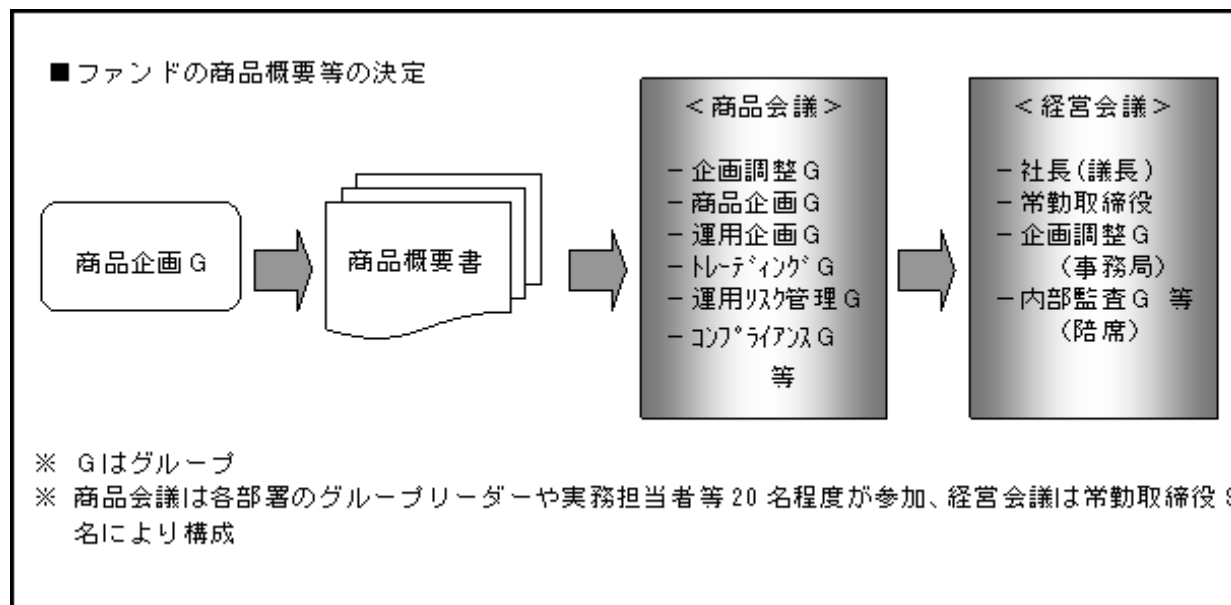
(2) 金融商品の指図範囲（約款第15条第2項）

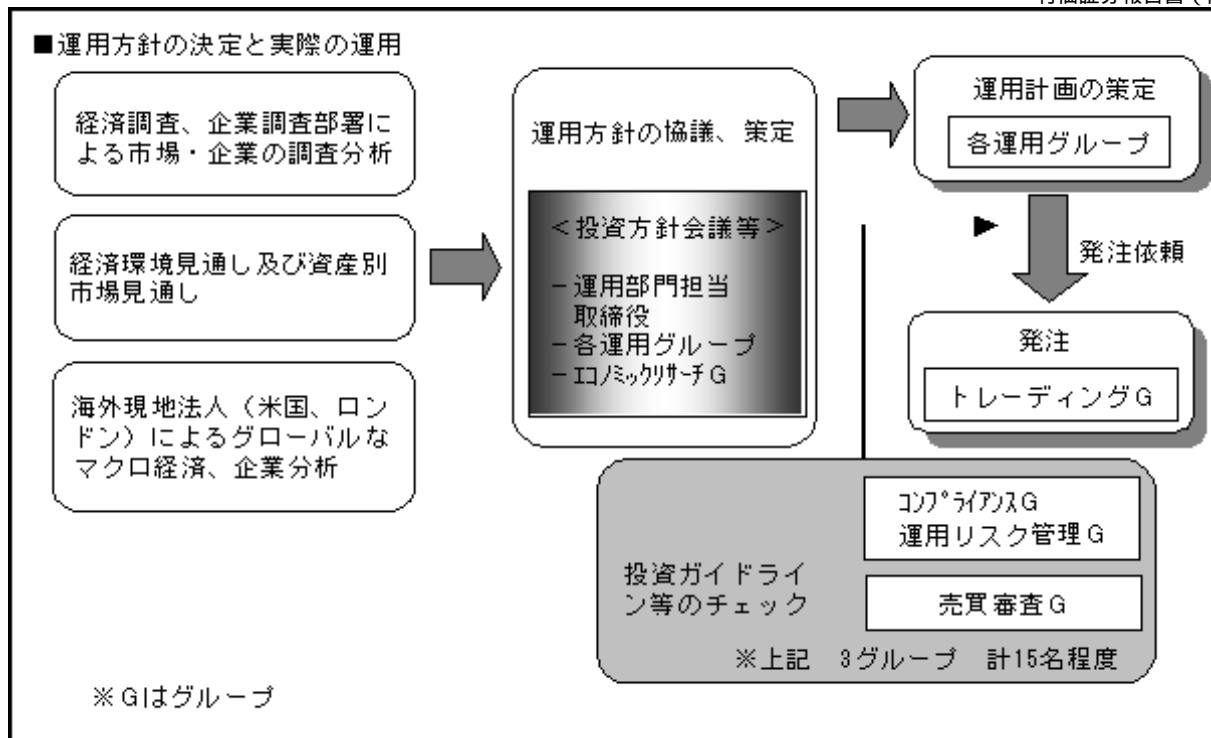
委託会社は、信託金を、前記（1）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 前記（1）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記（2）1．から4．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第15条第3項）

(3) 【運用体制】





<ファンドの商品概要等の決定>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

<運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

前記体制は平成21年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

1．収益分配方針

毎決算時（原則として3月21日および9月21日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等から、基準価額水準等を勘案して分配する方針です。また、信託財産に留保した利益は、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

2．収益の分配方式

（1）信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1）配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

（2）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

3．収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等（振替機関（株式会社証券保管振替機構）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

（1）株式等への投資割合（信託約款運用の基本方針（3）投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（2）外貨建資産への投資割合（信託約款第27条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

（3）投資信託証券への投資割合（信託約款第15条第4項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（4）私募により発行された有価証券への投資割合（信託約款第15条第5項）

委託会社は、信託財産に属する私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。

（5）投資する株式等の範囲（信託約款第17条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを

指図することができるものとします。

（６）同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款第１８条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の１００分の１０を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の１００分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（７）信用取引の指図範囲（信託約款第１９条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の信用取引の指図は、次の１．～６．に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ１．～６．に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- １．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- ２．株式分割により取得する株券
- ３．有償増資により取得する株券
- ４．売出しにより取得する株券
- ５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- ６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（８）先物取引等の運用指図（信託約款第２０条）

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第２８条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第２８条第８項第４号ハに掲げるものをいいます。）、有価証券店頭指数等オプション取引（金融商品取引法第２８条第８項第４号ニに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（９）スワップ取引の運用指図（信託約款第２１条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。

ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（１０）金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第２２条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（１１）同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款第２３条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の１００分の１０を超えることとなる投資の指図をしません。

（１２）有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第２４条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の１．２．の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- １．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前記 １．２．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

（１３）公社債の空売りの指図範囲（信託約款第２５条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記 の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前記 の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（１４）公社債の借入れの指図範囲（信託約款第２６条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前記 の指図は、当該借入にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前記 の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

前記 の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（１５）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第２８条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（１６）外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第２９条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前記 の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前記 の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（１７）資金の借入れ（信託約款第３６条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前記 の資金借入額は、次の１．～３．に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- １．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。
- ２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- ３．借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の１０％以内。

前記 の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（１８）同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

（１９）デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

３【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

（１）金利リスク

当ファンドの主要投資対象である公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。従って、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。ただし、当ファンドのデュレーションがマイナスとなっている場合は金利の下落が基準価額の下落要因となります。

（２）信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。従って、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

（３）為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、ファンドの受益権の基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

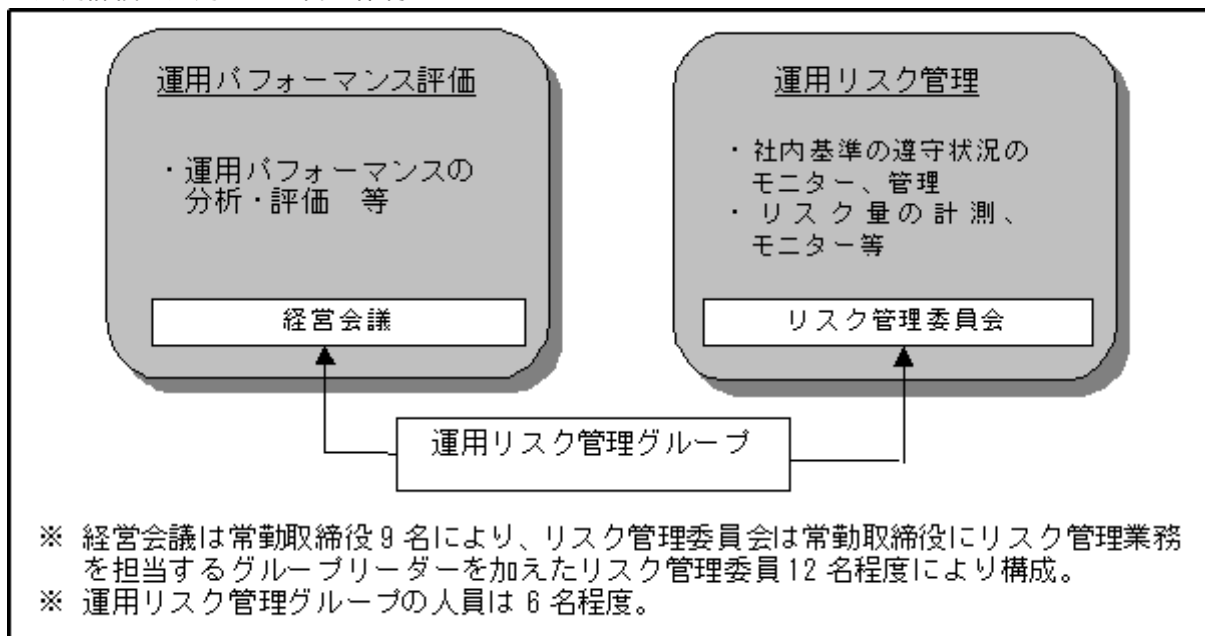
当ファンドは、円ベースでの収益の確保をめざし、外貨建資産に投資した場合、原則として為替ヘッジを行いますが、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジすることはできません。

< その他の留意点 >

- 当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは証券市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。
- 当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- 資金動向、市場動向等によっては、前記の投資態度に従った運用ができない場合があります。

- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権のお申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。
- 当ファンドは受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。
- 注意事項
 - イ．当ファンドは、公社債など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
 - ロ．投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - ハ．証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - ニ．証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

< 運用評価・運用リスク管理体制 >



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

前記体制は平成21年10月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た金額とします。

各計算期間における信託報酬率は、前計算期間終了日における「NOMURA - BPI 国債・短期（1-3）」（ベンチマーク）の単利利回り水準に応じ、以下の率が適用されます。

〔信託報酬テーブル〕

（ベンチマーク単利利回りが1%未満の場合）	
総額...	0.315%（税抜0.30%）
配分...委託会社	0.126%（税抜0.12%）
販売会社	0.147%（税抜0.14%）
受託会社	0.042%（税抜0.04%）
（ベンチマーク単利利回りが1%以上3%未満の場合）	
総額...	0.3675%（税抜0.35%）
配分...委託会社	0.1575%（税抜0.15%）
販売会社	0.168%（税抜0.16%）
受託会社	0.042%（税抜0.04%）
（ベンチマーク単利利回りが3%以上の場合）	
総額...	0.42%（税抜0.40%）
配分...委託会社	0.21%（税抜0.20%）
販売会社	0.168%（税抜0.16%）
受託会社	0.042%（税抜0.04%）

なお、当該計算期間における当初の2営業日までは、前計算期間において適用された率を用いるものとします。

何らかの理由によりベンチマークにかかる単利利回りの取得ができない場合、信託報酬の当該計算日については適用される率を0.315%（税抜0.30%）とします。

ベンチマークが改廃または継続的な取得等が不可能となった場合、ベンチマークを変更することができます。

前記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

税法が改正された場合等には、前記の内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

○ 信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に対し、0.05%を乗じて得た額とします。

○ その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用および当該手数料に係る消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

○個人の受益者に対する課税

収益分配時

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

一部解約時および償還時

平成23年12月31日までの間は、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、確定拠出年金にかかる受益者については、買取請求を行うことができません。

損益通算について

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

上記にかかわらず、確定拠出年金の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースにて取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年10月26日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	4,132,684,500	29.91
社債券	日本	9,460,889,500	68.48
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		221,412,969	1.60
合 計（純資産総額）		13,814,986,969	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年10月26日現在

順位	銘柄名	種類	国名	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	8 6 回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	4,000,000,000	99.87	3,994,860,000	99.57	3,982,920,000	0.60	2014/ 9/20	28.83
2	2 0 回 シャー プ転換社債	社債 券	日本	808,000,000	95.34	770,347,996	95.00	767,600,000	-	2013/ 9/30	5.56
3	1 9 回 三洋電 機社債	社債 券	日本	700,000,000	100.78	705,488,000	100.77	705,376,000	1.52	2011/ 8/26	5.11
4	1 0 回 N E C 転換社債	社債 券	日本	601,000,000	98.92	594,483,205	98.85	594,088,500	1.00	2011/ 9/30	4.30
5	4 回 コスモ石 油転換社債型新 株予約権付社債	社債 券	日本	513,000,000	98.80	506,844,000	98.60	505,818,000	-	2010/ 9/30	3.66
6	1 回 U F J ニ コス社債	社債 券	日本	500,000,000	100.89	504,446,000	100.72	503,600,000	1.50	2011/ 3/9	3.65
7	5 2 回 近畿日 本鉄道社債	社債 券	日本	400,000,000	101.54	406,152,000	101.55	406,196,000	1.89	2011/ 4/25	2.94
8	7 4 回 東武鉄 道社債	社債 券	日本	400,000,000	101.41	405,621,000	101.50	406,008,000	1.60	2012/ 4/27	2.94
9	6 0 回 丸紅社 債	社債 券	日本	400,000,000	101.04	404,164,000	101.04	404,164,000	1.50	2012/ 2/17	2.93
10	5 7 回 住友不 動産社債	社債 券	日本	400,000,000	100.61	402,432,000	101.00	404,016,000	1.86	2011/ 6/8	2.92
11	3 回 野村ホー ルディングス社 債	社債 券	日本	400,000,000	100.33	401,336,000	100.34	401,340,000	1.11	2011/ 3/29	2.91
12	2 0 回 全日本 空輸社債	社債 券	日本	400,000,000	99.53	398,128,000	99.97	399,860,000	1.44	2011/ 10/27	2.89
13	6 5 回 住友不 動産社債	社債 券	日本	400,000,000	98.10	392,404,000	99.88	399,528,000	1.68	2013/ 9/20	2.89

14	27回 南海電気鉄道社債	社債券	日本	300,000,000	101.97	305,922,000	102.06	306,186,000	2.05	2011/8/3	2.22
15	13回 野村ホールディングス社債	社債券	日本	300,000,000	101.56	304,686,000	101.54	304,608,000	1.72	2012/6/15	2.20
16	35回 名古屋鉄道社債	社債券	日本	300,000,000	101.32	303,945,000	101.44	304,326,000	1.45	2012/2/9	2.20
17	3回 大和証券グループ本社社債	社債券	日本	300,000,000	100.23	300,678,000	100.11	300,327,000	1.30	2011/2/17	2.17
18	21回 南海電気鉄道社債	社債券	日本	200,000,000	101.41	202,826,000	101.38	202,766,000	2.55	2010/8/10	1.47
19	34回 名古屋鉄道社債	社債券	日本	200,000,000	100.50	200,996,000	100.69	201,374,000	1.12	2012/6/22	1.46
20	4回 三愛石油社債	社債券	日本	200,000,000	99.30	198,604,000	99.24	198,482,000	1.66	2011/12/20	1.44
21	13回 東急不動産社債	社債券	日本	200,000,000	96.28	192,556,000	97.80	195,590,000	1.84	2012/7/27	1.42
22	31回 鹿島建設社債	社債券	日本	200,000,000	94.54	189,080,000	95.41	190,824,000	1.58	2013/2/28	1.38
23	103回 オリックス社債	社債券	日本	150,000,000	99.95	149,926,500	99.97	149,949,000	0.85	2009/12/1	1.09
24	285回 利付国庫債券（2年）	国債証券	日本	150,000,000	99.92	149,880,000	99.84	149,764,500	0.20	2011/10/15	1.08
25	17回 京阪電気鉄道社債	社債券	日本	100,000,000	103.29	103,289,000	103.32	103,317,000	2.65	2011/7/29	0.75
26	28回 南海電気鉄道社債	社債券	日本	100,000,000	101.77	101,774,000	101.98	101,975,000	1.75	2012/6/7	0.74
27	35回 近畿日本鉄道社債	社債券	日本	100,000,000	101.60	101,603,000	101.54	101,543,000	2.35	2010/10/25	0.74
28	26回 名古屋鉄道社債	社債券	日本	100,000,000	101.54	101,542,000	101.50	101,497,000	1.71	2011/5/23	0.73
29	49回 近畿日本鉄道社債	社債券	日本	100,000,000	101.29	101,285,000	101.35	101,349,000	1.58	2011/10/25	0.73
30	3回 セイコーエプソン社債	社債券	日本	100,000,000	101.48	101,477,000	101.30	101,296,000	1.65	2011/11/17	0.73

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成21年10月26日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	29.91
社債券	68.48
合計	98.40

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成21年10月26日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成12年3月21日現在）	10,501	10,534	1.0008	1.0040
第2期末（平成12年9月21日現在）	13,403	13,506	1.0002	1.0079
第3期末（平成13年3月21日現在）	17,383	17,513	1.0007	1.0082
第4期末（平成13年9月21日現在）	44,499	44,589	0.9962	0.9982
第5期末（平成14年3月22日現在）	36,664	36,739	0.9716	0.9736
第6期末（平成14年9月24日現在）	37,555	37,630	0.9919	0.9939
第7期末（平成15年3月24日現在）	34,266	34,334	1.0003	1.0023
第8期末（平成15年9月22日現在）	28,252	28,323	1.0005	1.0030
第9期末（平成16年3月22日現在）	31,708	31,914	1.0009	1.0074
第10期末（平成16年9月21日現在）	39,718	39,817	1.0005	1.0030
第11期末（平成17年3月22日現在）	40,843	40,945	1.0007	1.0032
第12期末（平成17年9月21日現在）	37,217	37,292	0.9988	1.0008
第13期末（平成18年3月22日現在）	33,350	33,418	0.9908	0.9928
第14期末（平成18年9月21日現在）	26,983	27,038	0.9885	0.9905
第15期末（平成19年3月22日現在）	20,850	20,892	0.9913	0.9933
第16期末（平成19年9月21日現在）	18,748	18,786	0.9928	0.9948
第17期末（平成20年3月21日現在）	15,455	15,486	1.0004	1.0024
第18期末（平成20年9月22日現在）	14,215	14,237	1.0042	1.0057
第19期末（平成21年3月23日現在）	12,157	12,339	1.0065	1.0215
第20期末（平成21年9月24日現在）	12,795	12,986	1.0067	1.0217
平成20年10月末	13,644	—	1.0123	—
11月末	13,252	—	1.0122	—
12月末	13,092	—	1.0182	—
平成21年1月末	13,783	—	1.0190	—
2月末	12,469	—	1.0202	—
3月末	12,400	—	1.0059	—
4月末	12,395	—	1.0099	—
5月末	12,402	—	1.0131	—
6月末	12,357	—	1.0151	—
7月末	12,301	—	1.0173	—
8月末	12,797	—	1.0198	—
9月末	13,696	—	1.0072	—
10月26日	13,814	—	1.0079	—

【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	0.0032
第2期	0.0077
第3期	0.0075
第4期	0.0020
第5期	0.0020
第6期	0.0020
第7期	0.0020
第8期	0.0025
第9期	0.0065
第10期	0.0025
第11期	0.0025
第12期	0.0020
第13期	0.0020
第14期	0.0020
第15期	0.0020
第16期	0.0020
第17期	0.0020
第18期	0.0015
第19期	0.0150
第20期	0.0150

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	0.40
第2期	0.71
第3期	0.80
第4期	0.25
第5期	2.27
第6期	2.30
第7期	1.05
第8期	0.27
第9期	0.69
第10期	0.21
第11期	0.27
第12期	0.01
第13期	0.60
第14期	0.03
第15期	0.49
第16期	0.35
第17期	0.97

第18期	0.53
第19期	1.72
第20期	1.51

(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額—前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成11年12月14日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続が必要になります。当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、お申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額（発行価格）は、お申込日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

- ・お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込になる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は1円以上1円単位です。（分配金再投資コースでのお申込みとなります。）

当初元本は1口当たり1円です。

- ・ お申込手数料は、ありません。
- ・ 取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の実行を請求することができます。
- ・ 受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額

信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

- ・ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日より起算して4営業日目から販売会社の営業所等において支払います。
- ・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約実行の請求を受付けたものとします。

- ・ 解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されております。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成11年12月14日から無期限ですが、下記（5）イ.の場合には信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

- 計算期間は、毎年3月22日から9月21日まで、9月22日から翌年3月21日までとすることを原則とします。
- 前a.の規定にかかわらず、前a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ．償還規定

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、前記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は前記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 前記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、前記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 前記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 前記d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続は、新聞公告または書面にて付記します。

ロ．信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることを旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、前記d.の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべ

ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a. からe. の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 前記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続は、新聞公告または書面にて付記します。
- h. 上記b. に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

八．関係法人との契約の更改

証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二．公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ．運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として毎年3月21日および9月21日、休業日の場合は翌営業日。）及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

2【受益者の権利等】

(1)収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第19期計算期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日まで）については改正前の、第20期計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- （3）当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日まで）及び第20期計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【D L I B J 公社債オープン（短期コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 平成21年 3 月23日現在	第20期 平成21年 9 月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	354,103,141	1,353,652,977
国債証券	-	804,056,000
社債券	10,265,289,000	10,634,708,000
派生商品評価勘定	-	275,687
未収入金	1,708,031,000	1,004,830,000
未収利息	31,596,519	33,345,427
前払費用	25,541,436	6,498,700
流動資産合計	12,384,561,096	13,837,366,791
資産合計	12,384,561,096	13,837,366,791
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	417,801	-
未払金	-	803,768,000
未払収益分配金	181,190,118	190,649,322
未払解約金	13,358,596	25,473,716
未払受託者報酬	2,786,374	2,649,250
未払委託者報酬	18,111,659	17,220,363
未払利息	10,547,184	2,060,751
その他未払費用	174,068	165,479
流動負債合計	226,585,800	1,041,986,881
負債合計	226,585,800	1,041,986,881
純資産の部		
元本等		
元本	12,079,341,215	12,709,954,855
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	78,634,081	85,425,055
（分配準備積立金）	58,393,062	30,500,056
元本等合計	12,157,975,296	12,795,379,910
純資産合計	12,157,975,296	12,795,379,910
負債純資産合計	12,384,561,096	13,837,366,791

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 平成20年 9 月23日 至 平成21年 3 月23日	第20期 自 平成21年 3 月24日 至 平成21年 9 月24日
営業収益		
受取利息	83,149,907	81,545,548
有価証券売買等損益	184,352,030	133,790,537
派生商品取引等損益	1,037,726	785,140
営業収益合計	266,464,211	214,550,945
営業費用		
支払利息	18,871,040	9,211,582
受託者報酬	2,786,374	2,649,250
委託者報酬	18,111,659	17,220,363
その他費用	174,068	165,479
営業費用合計	39,943,141	29,246,674
営業利益	226,521,070	185,304,271
経常利益	226,521,070	185,304,271
当期純利益	226,521,070	185,304,271
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	39,440,607	11,209,093
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	60,023,473	78,634,081
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,757,266	41,309,880
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,757,266	41,309,880
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,037,003	17,964,762
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,037,003	17,964,762
分配金	* ₁ 181,190,118	* ₁ 190,649,322
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	78,634,081	85,425,055

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 19 期 自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	第 20 期 自平成21年3月24日 至平成21年9月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)国債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 (2)社債券（転換社債及び新株予約権付社債） 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。	(1)国債証券及び社債券 同左 (2)社債券（転換社債及び新株予約権付社債） 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	スワップ取引 金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額若しくは価格情報会社の提供する価額（但し、売気配相場は使用しない）で評価しております。適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	(1)スワップ取引 同左

		(2)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、平成20年9月23日から平成21年3月23日までとなっております。	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日のため、平成21年3月24日から平成21年9月24日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第 19 期 平成21年3月23日現在	第 20 期 平成21年9月24日現在
*1 期首元本額	14,155,976,334円	12,079,341,215円
期中追加設定元本額	2,138,093,021円	3,312,242,865円
期中解約元本額	4,214,728,140円	2,681,629,225円
*2 計算期間末日における受益権の総数	12,079,341,215口	12,709,954,855口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第 19 期 自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	第 20 期 自平成21年3月24日 至平成21年9月24日
*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（49,762,811円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（54,601,181円）、信託約款に規定される収益調整金（399,161,937円）及び分配準備積立金（135,219,188円）より分配対象収益は638,745,117円（1万口当たり528.79円）であり、うち181,190,118円（1万口当たり150円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（60,968,305円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（113,126,873円）、信託約款に規定される収益調整金（440,919,523円）及び分配準備積立金（47,054,200円）より分配対象収益は662,068,901円（1万口当たり520.91円）であり、うち190,649,322円（1万口当たり150円）を分配金額としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	第 19 期 自平成20年9月23日 至平成21年3月23日		第 20 期 自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	
種 類	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
国債証券	-	-	804,056,000	288,000
社債券	10,265,289,000	16,282,000	10,634,708,000	40,724,864
合計	10,265,289,000	16,282,000	11,438,764,000	41,012,864

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	第 19 期 自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	第 20 期 自平成21年3月24日 至平成21年9月24日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引であります。	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引及び金利先物取引であります。
2. 取引に対する取組みと利用目的	当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。	当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。
3. 取引に係るリスクの内容	金利の変動によるリスクを有しております。	金利の変動によるリスクを有しております。
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。

5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
--------------------------	--	--

取引の時価等に関する事項

（金利関連）

第 19 期 平成21年3月23日現在				
区分	種 類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）
市場取引以外の取引	スワップ取引 受取変動・支払固定	3,000,000,000	-	417,801
合 計		3,000,000,000	-	417,801

第 20 期 平成21年9月24日現在				
区分	種 類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）
市場取引以外の取引	スワップ取引 受取変動・支払固定	1,500,000,000	1,500,000,000	275,687
合 計		1,500,000,000	1,500,000,000	275,687

（注）時価の算定方法

・スワップ取引

1. 金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額若しくは価格情報会社の提供する価額（但し、売気配相場は使用しない）で評価しております。適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. スワップ取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しています。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第 19 期 平成21年3月23日現在	第 20 期 平成21年9月24日現在
1口当たり純資産額	1.0065円	1.0067円
（1万口当たり純資産額）	（10,065円）	（10,067円）

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	8 5 回 利付国庫債券（ 5 年 ）	800,000,000	804,056,000	
国債証券計			804,056,000	
社債券	3 1 回 鹿島建設社債	200,000,000	189,080,000	
	3 回 大明転換社債	100,000,000	99,000,000	
	5 回 森永乳業社債	100,000,000	100,165,000	
	6 回 森永乳業社債	100,000,000	99,901,000	
	3 回 サッポロビール転換社債	100,000,000	99,900,000	
	7 回 日清オイリオグループ社債	100,000,000	100,922,000	
	4 回 セントラル硝子 転換社債	650,000,000	644,150,000	
	4 回 コスモ石油転換社債型新株予約権付社債	513,000,000	506,844,000	
	4 回 神戸製鋼所社債	500,000,000	527,415,000	
	1 0 回 N E C 転換社債	379,000,000	374,262,500	
	1 9 回 三洋電機社債	700,000,000	705,488,000	
	3 6 回 伊藤忠商事社債	100,000,000	100,064,000	
	5 7 回 丸紅社債	300,000,000	301,320,000	
	6 0 回 丸紅社債	400,000,000	404,164,000	
	4 回 三愛石油社債	200,000,000	198,604,000	
	1 8 回 クレディ セゾン社債	100,000,000	96,910,000	
	1 回 U F J ニコス社債	100,000,000	100,306,000	
	1 0 3 回 オリックス社債	150,000,000	149,926,500	
	6 回 三菱U F J リース社債	700,000,000	705,005,000	
	3 回 大和証券グループ本社社債	300,000,000	300,678,000	
	6 回 大和証券グループ本社社債	100,000,000	99,607,000	
	7 回 大和証券グループ本社社債	100,000,000	98,876,000	
	1 3 回 野村ホールディングス社債	300,000,000	304,686,000	
	3 回 野村ホールディングス社債	400,000,000	401,336,000	
	1 3 回 東急不動産社債	200,000,000	192,556,000	
	5 7 回 住友不動産社債	400,000,000	402,432,000	
	6 5 回 住友不動産社債	400,000,000	392,404,000	
	7 4 回 東武鉄道社債	300,000,000	304,086,000	
	3 5 回 近畿日本鉄道社債	100,000,000	101,603,000	
	4 9 回 近畿日本鉄道社債	100,000,000	101,285,000	
	5 2 回 近畿日本鉄道社債	400,000,000	406,152,000	
	3 3 回 阪急阪神ホールディングス無担保社債	300,000,000	307,158,000	

	2 1 回 南海電気鉄道社債	200,000,000	202,826,000	
	2 7 回 南海電気鉄道社債	300,000,000	305,922,000	
	2 8 回 南海電気鉄道社債	100,000,000	101,774,000	
	1 7 回 京阪電気鉄道社債	100,000,000	103,289,000	
	2 6 回 名古屋鉄道社債	100,000,000	101,542,000	
	3 4 回 名古屋鉄道社債	200,000,000	200,996,000	
	3 5 回 名古屋鉄道社債	300,000,000	303,945,000	
	2 0 回 全日本空輸社債	400,000,000	398,128,000	
社債券計			10,634,708,000	
合計			11,438,764,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年10月26日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	14,840,238,250円
負債総額	1,025,251,281円
純資産総額（ - ）	13,814,986,969円
発行済数量	13,706,543,832口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0079円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	10,492,479,177	-
第2期	3,235,441,996	326,991,094
第3期	7,944,704,938	3,974,015,164
第4期	38,122,169,955	10,825,952,696
第5期	5,072,567,453	12,005,966,606
第6期	5,923,931,074	5,796,427,146
第7期	4,021,307,900	7,628,737,275
第8期	9,594,956,987	15,609,490,889
第9期	9,387,750,615	5,947,071,809
第10期	14,890,812,070	6,872,611,743
第11期	8,020,621,401	6,902,701,888
第12期	6,277,404,370	9,830,667,591
第13期	4,887,529,002	8,491,474,657
第14期	2,632,021,587	8,992,819,092
第15期	1,767,513,547	8,032,724,540
第16期	1,761,656,878	3,910,001,198
第17期	1,675,173,774	5,111,670,150
第18期	1,770,550,426	3,063,293,278
第19期	2,138,093,021	4,214,728,140
第20期	3,312,242,865	2,681,629,225

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

（ 1 ）資本金の額

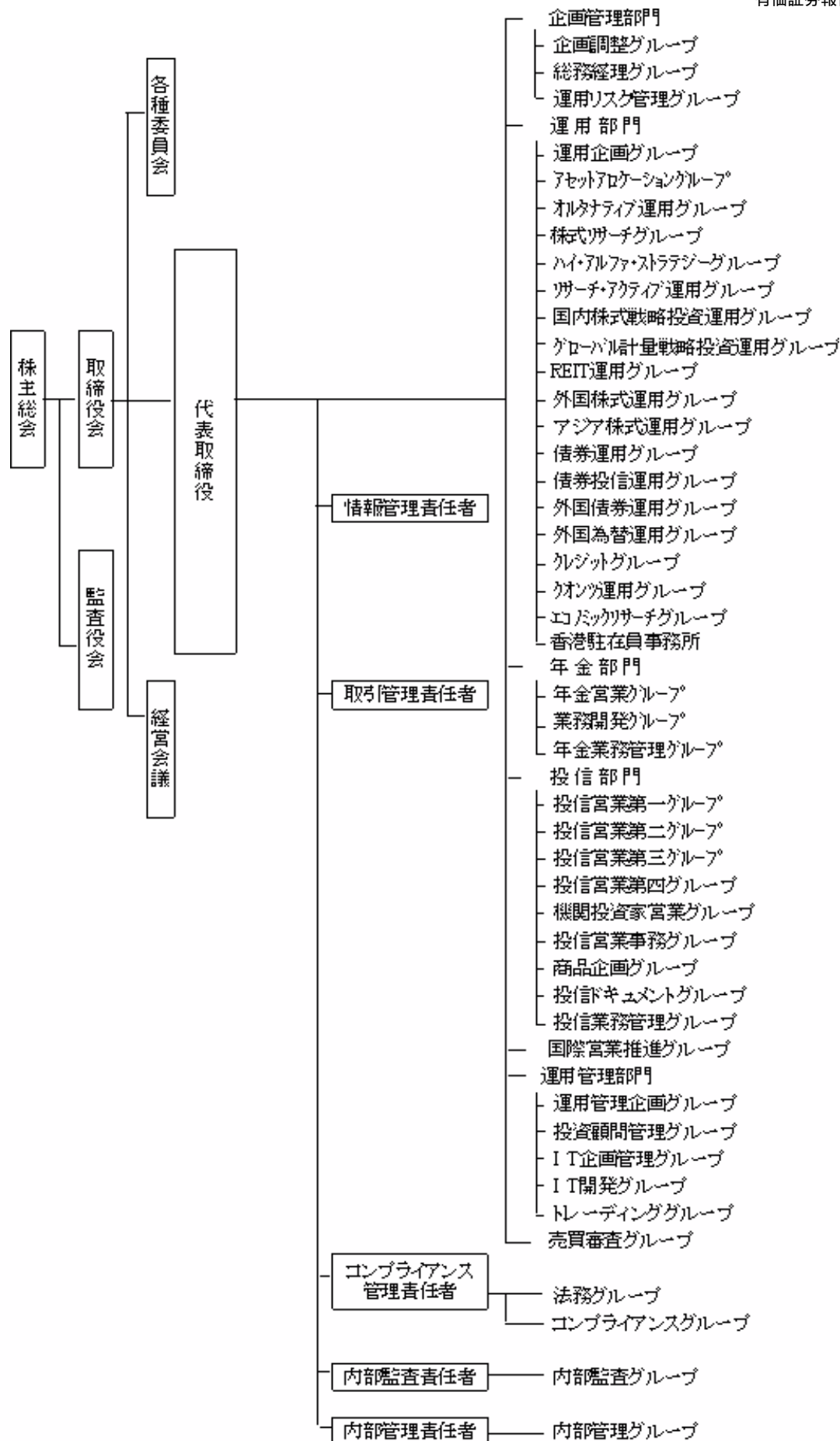
本書提出日現在の資本金の額	2 0 億円
発行株式総数	8 0 , 0 0 0 株
発行済株式総数	2 4 , 0 0 0 株

直近 5 ヲ年の資本金の変動

該当事項はありません。

（ 2 ）会 社 の 機 構

会社の組織図



上記組織は、平成21年10月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

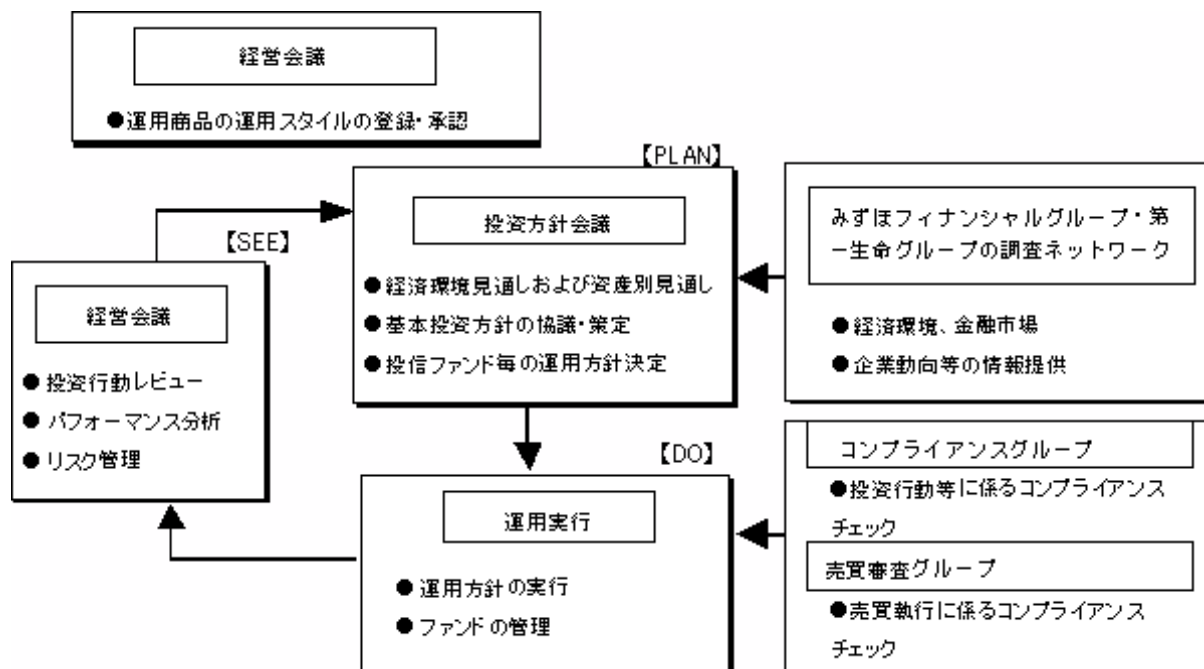
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。



上記体制は平成21年10月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年10月30日現在、委託会社の運用する投資信託は262本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	19	107,445,051,535
追加型株式投資信託	228	3,829,006,127,029
単位型公社債投資信託	14	120,567,013,031
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	1,746,219,601
合計	262	4,058,764,411,196

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）または「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第2条により改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受け、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		13,267,152		12,558,999
前払費用		64,301		54,242
未収委託者報酬		3,423,783		2,254,741
未収運用受託報酬		-		1,046,291
未収投資助言報酬		-	2	252,337
未収収益	2	1,933,135		197,045
未収消費税等		-		98,402
繰延税金資産		553,910		369,826
その他		43,115		23,865
流動資産計		19,285,400		16,855,752
固定資産				
有形固定資産		488,486		501,481
建物	1	335,163	1	283,511
器具備品	1	153,323	1	201,169
建設仮勘定		-		16,799
無形固定資産		616,621		721,812
商標権	1	2,104	1	1,335
ソフトウェア	1	606,677	1	555,121
ソフトウェア仮勘定		-		157,595
電話加入権		7,148		7,148
電話施設利用権	1	691	1	611
投資その他の資産		5,842,772		4,051,090
投資有価証券		3,097,362		498,041
関係会社株式		1,261,144		1,661,144
繰延税金資産		233,849		442,390
長期差入保証金		1,194,310		1,169,961
その他		83,032		306,478
貸倒引当金		26,925		26,925
固定資産計		6,947,880		5,274,384
資産合計		26,233,280		22,130,137

（単位：千円）

	第23期 （平成20年3月31日現在）	第24期 （平成21年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	162,809	37,445
未払金	2,186,170	1,293,636
未払収益分配金	8,470	8,201
未払償還金	50,930	48,993
未払手数料	1,527,000	931,529
その他未払金	599,769	304,912
未払費用	2 1,653,424	2 1,040,620
未払法人税等	2,575,999	179,557
未払消費税等	316,821	-
賞与引当金	687,832	618,303
その他	-	20,741
流動負債計	7,583,058	3,190,304
固定負債		
役員退職慰労引当金	179,237	145,732
退職給付引当金	334,280	404,437
固定負債計	513,518	550,169
負債合計	8,096,577	3,740,474
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	13,718,238	13,962,732
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	7,040,000	10,040,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,054,944	3,299,438
株主資本合計	18,146,716	18,391,210
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,012	1,547
評価・換算差額等合計	10,012	1,547
純資産合計	18,136,703	18,389,662
負債・純資産合計	26,233,280	22,130,137

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）		第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	32,833,957		24,552,133	
顧問料	6,804,888		-	
運用受託報酬	-		4,509,994	
投資助言報酬	-		1,228,096	
その他営業収益	863,734		697,007	
営業収益計		40,502,581		30,987,232
営業費用				
支払手数料	14,748,737		10,967,681	
広告宣伝費	830,858		488,151	
公告費	3,293		-	
受益証券発行費	2,167		-	
調査費	6,268,709		5,076,631	
調査費	2,415,829		2,506,175	
委託調査費	3,852,880		2,570,455	
委託計算費	345,695		325,174	
営業雑経費	1,143,457		812,013	
通信費	33,290		35,872	
印刷費	1,041,499		732,985	
協会費	22,173		25,313	
諸会費	41		41	
支払販売手数料	46,452		17,800	
営業費用計		23,342,919		17,669,652
一般管理費				
給料	4,082,147		4,587,983	
役員報酬	1 223,147		1 234,353	
給料・手当	3,258,097		3,647,502	
賞与	600,902		706,127	
交際費	44,264		44,085	
寄付金	4,010		4,462	
旅費交通費	309,129		308,237	
租税公課	103,549		82,762	
不動産賃借料	754,728		801,086	
退職給付費用	88,449		106,223	
固定資産減価償却費	337,808		330,412	
福利厚生費	23,757		22,556	
修繕費	16,394		6,755	
賞与引当金繰入	687,832		618,303	
役員退職慰労引当金繰入	60,123		42,570	
役員退職金	528		13,175	
機器リース料	1,207		973	
事務委託費	279,797		247,087	
消耗品費	76,448		84,099	
器具備品費	10,563		6,094	
諸経費	204,099		177,386	
一般管理費計		7,084,837		7,484,253
営業利益		10,074,823		5,833,325

（単位：千円）

	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）		第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	92,575		4,558	
受取利息	59,127		59,458	
時効成立分配金	298		164	
為替差益	14,223		-	
雑収入	7,064		5,482	
先物利益	-		180,422	
営業外収益計		173,289		250,086
営業外費用				
為替差損	-		24,553	
時効成立後支払分配金	557		517	
投資信託解約損	109,677		38,254	
営業外費用計		110,234		63,325
経常利益		10,137,878		6,020,086
特別利益				
関係会社株式売却益	39,215		-	
貸倒引当金戻入益	123		-	
特別利益計		39,338		-
特別損失				
固定資産除却損	2 10,466		2 14,476	
ゴルフ会員権売却損	5,200		-	
ゴルフ会員権評価損	-		6,000	
投資有価証券評価損	-		484,009	
退職給付費用	106,395		-	
特別損失計		122,062		504,485
税引前当期純利益		10,055,154		5,515,600
法人税、住民税及び事業税		4,252,414		2,301,373
法人税等調整額		172,622		30,266
法人税等合計		4,079,792		2,271,106
当期純利益		5,975,362		3,244,494

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
	資本金		
	前期末残高	2,000,000	2,000,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,000,000	2,000,000
	資本剰余金		
	資本準備金		
	前期末残高	2,428,478	2,428,478
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,428,478	2,428,478
	利益剰余金		
	利益準備金		
	前期末残高	123,293	123,293
	当期変動額	-	-
	当期末残高	123,293	123,293
	その他利益剰余金		
	別途積立金		
	前期末残高	4,640,000	7,040,000
	当期変動額	2,400,000	3,000,000
	当期末残高	7,040,000	10,040,000
	研究開発積立金		
	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
	運用責任準備積立金		
	前期末残高	200,000	200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	200,000	200,000
	繰越利益剰余金		
	前期末残高	4,843,582	6,054,944
	当期変動額		
	剰余金の配当	2,364,000	3,000,000
	別途積立金の積立	2,400,000	3,000,000
	当期純利益	5,975,362	3,244,494
	当期末残高	6,054,944	3,299,438
	株主資本合計		
	前期末残高	14,535,353	18,146,716
	当期変動額	3,611,362	244,494
	当期末残高	18,146,716	18,391,210
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	992	10,012
	当期変動額（純額）	11,004	8,464
	当期末残高	10,012	1,547
純資産合計			
	前期末残高	14,536,346	18,136,703
	当期変動額	3,600,357	252,958
	当期末残高	18,136,703	18,389,662

[次へ](#)

重要な会計方針

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法 2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左 2. デリバティブの評価基準および評価方法 同左 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用していましたが、当事業年度末から原則法に変更いたしました。 この変更は、従業員数の増加に伴い、退職給付債務の数理計算に用いられる基礎率の推定について一定の有効性が確保されることによって、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られたことから、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更に伴い、当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額106,395千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は106,395千円減少しております。 なお、上記に記載の通り退職給付債務の算定方法の変更が当事業年度末に行われたため、当中間会計期間は従来の方によっております。したがって、当中間会計期間は、当事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	5. 引当金の計上基準 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左 6. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）
-----	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる当事業年度における貸借対照表および損益計算書に与える影響はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

表示方法の変更

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）
金融商品取引業等に関する内閣府令が制定されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 （貸借対照表） 前事業年度において区分掲記していた「現金」および「預金」は、当事業年度から「現金・預金」として表示しております。なお、当事業年度末における「現金」および「預金」の金額はそれぞれ1,205千円、13,265,946千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において区分掲記していた「法人税等」は当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」として表示しております。	（貸借対照表） 1．前事業年度において「未収収益」に含めて表示していた投資一任契約による未収運用受託報酬および投資助言契約による未収投資助言報酬は、当事業年度から「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分掲記しております。なお、前事業年度末における「未収運用受託報酬」の金額は1,299,666千円であり、「未収投資助言報酬」の金額は369,475千円であります。 2．前事業年度において「ソフトウェア」に含めて表示していた「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度末における「ソフトウェア仮勘定」の金額は31,213千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において「顧問料」として表示していた「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」の金額は4,929,946千円であり、「投資助言報酬」の金額は1,874,941千円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期（平成20年3月31日現在）			第24期（平成21年3月31日現在）		
1. 固定資産の減価償却累計額 建物 373,021千円 器具備品 229,532千円 商標権 5,582千円 ソフトウェア 653,371千円 電話施設利用権 905千円 2. 関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。			1. 固定資産の減価償却累計額 建物 426,679千円 器具備品 290,397千円 商標権 6,351千円 ソフトウェア 648,713千円 電話施設利用権 985千円 2. 関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。		
流動資産	未収収益	379,257千円	流動資産	未収投資助言報酬	251,392千円
流動負債	未払費用	641,087千円	流動負債	未払費用	345,744千円

（損益計算書関係）

第23期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）		第24期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
1. 役員報酬の限度額 取締役 年額250,000千円 監査役 年額 50,000千円 2. 固定資産除却損の内訳 建物 3,634千円 器具備品 5,271千円 ソフトウェア 1,560千円		1. 役員報酬の限度額 同左 2. 固定資産除却損の内訳 建物 2,251千円 器具備品 9,818千円 ソフトウェア 2,406千円	

（株主資本等変動計算書関係）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,364,000	98,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,626,000	67,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

（リース取引関係）

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>-</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>29,608千円</td><td>-</td><td>29,608千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>60,993千円</td><td>-</td><td>60,993千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円	減価償却累計額相当額	29,608千円	-	29,608千円	期末残高相当額	60,993千円	-	60,993千円	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>-</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>52,335千円</td><td>-</td><td>52,335千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>38,265千円</td><td>-</td><td>38,265千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円	減価償却累計額相当額	52,335千円	-	52,335千円	期末残高相当額	38,265千円	-	38,265千円
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	29,608千円	-	29,608千円																														
期末残高相当額	60,993千円	-	60,993千円																														
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	52,335千円	-	52,335千円																														
期末残高相当額	38,265千円	-	38,265千円																														
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>22,595千円</td><td>39,602千円</td><td>62,197千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料期末残高相当額	22,595千円	39,602千円	62,197千円	<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>23,251千円</td><td>16,350千円</td><td>39,602千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料期末残高相当額	23,251千円	16,350千円	39,602千円																
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料期末残高相当額	22,595千円	39,602千円	62,197千円																														
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料期末残高相当額	23,251千円	16,350千円	39,602千円																														
当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額																																
支払リース料	支払リース料																																
減価償却費相当額	減価償却費相当額																																
支払利息相当額	支払利息相当額																																
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	減価償却費相当額の算定方法 同左																																
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の算定方法 同左																																
2. オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。	2. オペレーティング・リース取引 同左																																

（有価証券関係）

第23期（平成20年3月31日現在）

１．売買目的有価証券

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

４．その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差 額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,031,000	3,014,115	16,884
小計	3,031,000	3,014,115	16,884
合計	3,031,000	3,014,115	16,884

５．当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

６．当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
574,322	3,196	112,873

７．時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 83,246千円

８．その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差 額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	146,101	146,101	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	271,802	269,192	2,610
小計	417,904	415,294	2,610
合計	417,904	415,294	2,610

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
3,021,000	20,615	58,869

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 82,746千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第23期（平成20年3月31日現在）

1．取引の状況に関する事項

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．取引の時価等に関する事項

区分	種類	第23期(平成20年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	523,028	-	508,267	14,760
合計		523,028	-	508,267	14,760

（注1）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

第24期（平成21年3月31日現在）

1．取引の状況に関する事項

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引及び株価指数先物取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスク及び株価変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	24,432	-	24,960	528
	香港ドル	34,020	-	34,412	392
	豪ドル	77,510	-	78,736	1,226
	シンガポールドル	12,564	-	12,672	107
合計		148,527	-	150,782	2,255

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(2) 株式関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	212,667	-	230,215	17,547
合計		212,667	-	230,215	17,547

(注2) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（退職給付関係）

第23期（平成20年3月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

当社は、当事業年度末から原則法を適用しております。

（１）	退職給付債務	（平成20年3月31日現在）	（千円）
	退職給付債務		334,280
	退職給付引当金		334,280
（２）	退職給付費用		（千円）
	勤務費用		165,213
	確定拠出年金	拠出額	29,631
	退職給付費用		194,844

3．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第23期 (平成20年3月31日)
（１） 割引率（％）	1.5
（２） 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

第24期（平成21年3月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

当社は、原則法を適用しております。

（１）	退職給付債務	（平成21年3月31日現在）	（千円）
	退職給付債務		431,448
	未認識数理計算上の差異		27,011
	退職給付引当金		404,437
（２）	退職給付費用		（千円）
	勤務費用		71,958
	確定拠出年金	拠出額	34,264
	退職給付費用		106,223

3．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第24期 (平成21年3月31日)
（１） 割引率（％）	1.5
（２） 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
（３） 数理計算上の差異の処理年数（年）	5

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	197,866	19,218
未払事業所税	5,714	6,269
賞与引当金	279,947	251,649
未払法定福利費	27,884	27,146
未払確定拠出年金掛金	2,610	2,667
減価償却超過額	-	7,579
減価償却超過額（一括償却資産）	10,139	8,559
繰延資産償却超過額（税法上）	27,940	46,274
その他（未払金等）	1,807	461
退職給付引当金	136,052	164,605
役員退職慰労引当金	72,949	59,313
ゴルフ会員権評価損	3,135	5,577
投資有価証券評価損	-	196,991
貸倒引当金繰入額	14,840	14,840
その他有価証券評価差額金	6,871	1,062
繰延税金資産合計	787,759	812,216
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	-
繰延税金負債合計	-	-
差引繰延税金資産の純額	787,759	812,216

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第23期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第24期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（関連当事者との取引）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投信の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	833,702	未収収益	219,740
								販売手数料の支払	46,452	-	-
								保険料の支払	5,707	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	1,096,514	未払費用	456,913
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	466,450	未払費用	184,052

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を助案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	2,104,660	未払手数料	145,839
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	739,368	未払手数料	137,112
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	-	-	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 業務委託料の支払	340,983 16,800	未払費用 -	153,240 -

取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- （注2）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- （注3）業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。
- （注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、重要な追加はありません。

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名、出向3名、転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投資の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	718,870	未収投資助言報酬	172,117
								販売手数料の支払	17,800	-	-
								保険料の支払	5,828	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。
- （注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	933,784	未払費用	236,518
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	324,748	未払費用	109,093

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	1,531,236	未払手数料	96,917
								預金の引出(純額)	300,370	現金・預金	322,365
								受取利息	894	未収収益	-
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	701,162	未払手数料	91,628
								預金の引出(純額)	1,034,219	現金・預金	11,438,676
								受取利息	55,734	未収収益	4,158
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	-	-	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	299,054	未払費用	117,438
								業務委託料の支払	17,550	未払費用	2,677

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

（1株当たり情報）

第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 755,695円99銭 1株当たり当期純利益金額 248,973円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 766,235円93銭 1株当たり当期純利益金額 135,187円25銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
当期純利益	5,975,362千円	3,244,494千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,975,362千円	3,244,494千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

（重要な後発事象）

第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
平成20年3月28日開催の取締役会の決議により、平成20年4月1日付にて100%出資の子会社DIAM SINGAPORE PTE. LTD. を設立し、その後、平成20年4月14日付にて株主割当増資を実施いたしました。 （出資の総額400,000千円、資本金400,000千円）	平成21年2月13日開催の臨時取締役会の決議により平成21年3月19日に設立した100%出資の子会社DIAM Asset Management (HK) Limitedに対して、平成21年4月9日に資本金の払込みを実施いたしました。 当該子会社の設立は、運用・営業両面においてビジネス機会の広がる中国圏での業容拡大や、当社におけるアジア株関連商品の営業強化などを主な目的とするものです。 <子会社の概要> 商 号：DIAM Asset Management (HK) Limited 主な事業内容：資産運用業務 設 立 年 月 日：平成21年3月19日 資 本 金：500,000千円 発行済株式総数：500,000株 出 資 の 総 額：500,000千円 出 資 比 率：当社100%

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成21年3月末日現在 247,231百万円

c. 事業の内容

日本において信託銀行業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

(平成21年3月末日現在)

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社みずほ銀行（ 1 ）	650,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社みずほコーポレート銀行	1,070,965	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
イーバンク銀行株式会社	54,997	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北海道銀行	93,524	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社岩手銀行	12,089	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社東邦銀行	18,684	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社常陽銀行	85,113	日本において銀行業務を営んでおります。
スルガ銀行株式会社	30,043	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社中国銀行（ 2 ）	15,149	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社伊予銀行	20,948	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社四国銀行（ 3 ）	25,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社福岡銀行（ 4 ）	82,329	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社鹿児島銀行	18,130	日本において銀行業務を営んでおります。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北洋銀行	121,101	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社きらやか銀行（ 5 ）	7,700	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社茨城銀行（ 6 ）	15,541	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社名古屋銀行	25,090	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社徳島銀行（ 7 ）	11,036	日本において銀行業務を営んでおります。
第一生命保険相互会社	(8) 420,000	日本において保険業務を営んでおります。
株式会社損害保険ジャパン	70,000	日本において保険業務を営んでおります。
アイエヌジー生命保険株式会社（ 9 ）	29,000	日本において保険業務を営んでおります。
藍澤證券株式会社	8,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
いちよし証券株式会社	14,577	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
エース証券株式会社	8,831	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

PWM日本証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
日本アジア証券株式会社（ 6 ）	4,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	(10) 125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三菱UFJ証券株式会社	65,518	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
コスモ証券株式会社	13,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
新和証券株式会社	780	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
中央証券株式会社	4,374	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
そしあす証券株式会社	4,727	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,445	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
東海東京証券株式会社	(11) 6,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
東洋証券株式会社	13,494	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
日興コーディアル証券株式会社	(12) 10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	7,425	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
日産センチュリー証券株式会社	1,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
野村證券株式会社（ 6 ）	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
フィデリティ証券株式会社	4,207	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	4,750	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

丸三証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
丸福証券株式会社	852	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
S M B C フレンド証券株式会社	27,270	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券株式会社	8,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

- (1) 確定拠出年金制度および平成17年12月4日以前における既契約者による定時定額購入（積立）によるお申込みを除き、募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (2) 既契約者の「分配金再投資コース」による再投資を除き、平成20年1月21日以降は募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (3) 平成19年9月21日以前における既契約者による定時定額購入（積立）によるお申込みを除き、平成19年9月25日以降は募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (4) 既契約者の「分配金再投資コース」による再投資及び平成19年7月20日以前における既契約者による定時定額購入（積立）によるお申込みを除き、平成19年7月23日以降は募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (5) 既契約者の「分配金再投資コース」による再投資を除き、平成20年5月7日以降は募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (6) 新規の募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (7) 既契約者による定時定額購入（積立）によるお申込みを除き、募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (8) 「基金」および「基金償却積立て額」の総額
- (9) 既契約者の「分配金再投資コース」による再投資及び平成19年8月30日以前における既契約者による定時定額購入（積立）によるお申込みを除き、平成19年8月31日以降は募集の取扱い及び販売業務を行いません。
- (10) 平成21年5月7日現在
- (11) 平成21年4月1日現在
- (12) 平成21年10月1日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- （１）委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- （２）信託財産の計算
- （３）信託財産に関する報告書の作成
- （４）その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- （１）募集販売の取扱い
- （２）追加設定の申込事務
- （３）信託契約の一部解約事務
- （４）受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- （５）受益者に対する収益分配金の再投資
- （６）受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- （７）その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

第一生命相互会社は、委託会社の株式を 12,000 株（持株比率 50.00%）所有しています。

この他に、委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成21年6月23日
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年3月24日、平成21年5月7日、平成21年6月10日、平成21年6月15日、平成21年6月23日

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 1 1 月 1 1 日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 和 田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD L I B J公社債オープン（短期コース）の平成 2 1 年 3 月 2 4 日から平成 2 1 年 9 月 2 4 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D L I B J公社債オープン（短期コース）の平成 2 1 年 9 月 2 4 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 6 月 2 9 日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本禎良	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内正彦	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの第 2 4 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 5 月 1 3 日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD L I B J 公社債オープン（短期コース）の平成 2 0 年 9 月 2 3 日から平成 2 1 年 3 月 2 3 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討している。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D L I B J 公社債オープン（短期コース）の平成 2 1 年 3 月 2 3 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 山本 禎 良 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山内 正 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。